

嶋 崎 嘉 夫

(1) 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の協議に対して、平成26年第2回定例会及び第4回定例会において、新飛行ルートに対する一般質問を行い新飛行ルートに対する様々な懸念を提起しました。結果として市は大師地区航空機対策協議会の要望も踏まえて、平成27年、28年ならびに30年をはじめとする計6回に亘る国への要望に至ったところです。市の責務として地元住民から寄せられた意見や要望を尊重し、要望の実現に向けて適切な対応を国に求めるべきと考えます。

(2) 平成26年第2回定例会及び第4回定例会において、新飛行ルートに対する一般質問を行い新飛行ルートに対する様々な懸念を提起した結果、大師地区航空機対策協議会の要望も踏まえて、市は計6回に亘る要望を行いました。市の責務として、引き続き石油コンビナート上空飛行に対する安全対策の強化を国に求めていくべきと考えます。

(3) 平成27年、28年及び30年をはじめとする計6回に亘り、市は大師地区航空機対策協議会の意見を踏まえて、コンビナート上空飛行に対する安全対策等を国に要望しています。新飛行ルート供用後、要望事項に対し国といかなる協議を実施してきたのか、市はコンビナートを所管する県と連携して、航空機対策協議会に説明責任を果たすべきと考えます。

(4) 平成27年、28年及び30年をはじめとする計6回に亘り、市は大師地区航空機対策協議会の意見を踏まえて、騒音等による生活環境への影響を軽減するよう国に要望しています。新飛行ルート供用後、要望事項に対し国といかなる協議を実施してきたのか、市は航空機対策協議会に説明責任を果たすべきと考えます。

(5) 平成27年、28年及び30年をはじめとする計6回に亘り、市は国に対して住民によるコンビナート上空飛行に対する懸念や騒音等による生活環境への影響に対する適切な対応を要望しています。条例を制定する基礎自治体として、要望事項に対し国といかなる協議を実施してきたのか市は説明責任を果たすべきと考えます。